6 年

神の使い 「まさる」

られています。 まっすぐに伸びる意味があり、 午後5時までが申刻となります。「申」の字には、 たります。 申さは、 十二支の9番目、 方角では西南西、 月では旧暦の7月にあ 時刻は午後3時から 動物では猿があて

国に点在しており、 は神の使いとされ、富士山本宮浅間大社などでは、「富士山は申の日に現れた」との故事から、猿 ある縁起のよい動物としています。 に通じることから、厄除けや必勝祈願のご利益が 大社では、猿を「神猿」と呼び、「魔が去る」「勝る」 行われます。 4月の最初の申の日に、 福岡・猿田彦神社では、 また、 東京・日枝神社や滋賀・日吉 猿を神の使い 豊穣を祈る「初申祭」 とする神社は全 が

が去り、 猿の面を授けています。 う縁起物です。 れを玄関に掛けると、 幸運が訪れるとい 災難

なりますように。 申年の新年、悪いことは 勝負に勝てる1年に

の日に「庚申祭」を行い 60日ごとに巡ってくる庚申

> 厩(馬屋)を火事を病気から守り、 厩で飼われる風習 がありました。 から守る神として、 賀・石山寺の創建 などを記した『石 り、また、栃木・日光東照宮の三猿「見ざる、 要文化財) 山寺縁起絵巻』(重 (馬屋)を火事 には厩につながれた猿の絵があ

> > 庚申の夜は眠らずに過ごす「庚申

滋

なぐ厩)の長押に施されています。言わざる、聞かざる」は神厩舎(日枝神社にある「猿駒曳図絵馬」には、猿せのよいものを表すことわざです。山形・ ることが多く、「猿に絵馬」とは、 が馬を引いたり、 東京・旗岡八幡神社にある「猿駒止の絵馬」、 ます(駒は馬の意)。猿が馬を引く絵柄は、 この風習から、 なでている様子が描かれて 絵馬には猿と馬が描かれ (神馬をつ 取り合わ

絵馬「猿駒曳」など、各地で見られます。岡山・鹿田遺跡から2013年に出土した もいわれています。 猿は子どもへの愛情が深い動物と

を抱いています。 を大事にすることから、夫婦円満や子育て のご利益もあるとされています。 、 注記 社殿前と神門裏に左右一対の神猿像 れています。東京・日枝神社の境内 社殿前の像は夫婦の猿で、 猿は多産で安産、子ども 妻が子

があり、社

猿は馬の守り神

めるというものです。これを防ぐため 天帝にその人の罪悪を告げ、 になると眠っている体から抜け出して、 しました。 と「さるぼぼ 赤いお守り「くくり猿」 平安時代、中国から庚申信仰が伝来 」という虫がすみつき、 う虫がすみつき、 庚申の夜人間には行動を監視する 寿命を縮

ぐるみをお守りとして吊るす地域も などと呼ばれる猿の形をした赤いぬ す。現在でも、「くくり猿」「身代わり申」 虫が嫌いなこんにゃくを食べたそうで 酒宴を催して一晩明かしたり、 待ち」という風習が生まれました。 江戸時代になると庶民にも広がり、 三尸 0

飛騨地方では赤ちゃんのことを「ぼぼ」 ば、飛騨高山の「さるぼぼ」が有名です。 猿の形をした赤いぬいぐるみといえ 祖母から孫へ、 安産や子どもの健やかな成長 守りとして贈り 良縁や子宝のお 母親から娘へ、

を願い、 と言い、

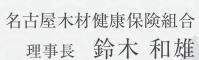


近年は、



新年のご挨拶







新年あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、すこやかに新年を迎えられたことと お慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営に関しまして、格別のご理解と ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

世界でもトップクラスの長寿国であるわが国では、平均寿命が延び続け、女性86.83歳、男性 80.50歳(平成26年簡易生命表)と、この50年間で12年以上も長くなっています。この長寿の 実現には、医療技術の発達とともに、誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度が 寄与しており、日本が誇るべきことです。

私たちの健康保険組合は、多くの納付金を高齢者医療制度に拠出し、国民皆保険制度を 支えていますが、高齢化の進展とともに納付金は年々増加し、その過重な負担により全国の 健康保険組合の5割が赤字に陥っている状況です。解散に追い込まれる健康保険組合が続出 すれば、日本の誇る国民皆保険制度の維持も危ぶまれます。

健康保険組合では、収支改善のため効率的な事業運営を図る一方で、現役世代に過重な 負担を強いる高齢者医療制度の負担構造の見直しを求めてまいりました。今後も、平成29年 4月の消費税増税に向けて、税財源を高齢者医療制度に投入するよう働きかけを継続すると ともに、2年目を迎えるデータヘルス計画の推進やマイナンバー制度実施への対応など、みなさま の健康と安心を支える保険者として、業務にまい進する所存です。

みなさまにおかれましては、健康保険組合の行う健診や健康づくり事業を積極的にご活用 いただき、ご自分やご家族の健康にお役立てください。

また、今年は診療報酬改定や入院時食事代の引き上げ、紹介状なしで大病院を受診した 際の定額負担の義務化など、みなさまが利用する医療にかかわる変更が行われます。これは、 今後さらに高齢化が進展する中で、限りある医療財源を効率的に利用していくための改定 です。こうした社会の動向をご理解いただき、みなさまが医療機関を受診される際は、適正な 受診を心がけ、ジェネリック医薬品を積極的に利用するなど、医療費節減にご協力くださいます ようお願いいたします。

最後になりましたが、本年がみなさまにとって幸多き一年となることを祈念し、新年のご挨拶 とさせていただきます。

∖ 病気やけがをしたときは、領収証を保管しましょう /

自己負担が家族で10万円を超えたら申請を

上手に節税

確定申告の期間は、毎年2月16日から3月15日までとなっています (期日が土曜・日曜の場合は翌月曜日)。サラリーマンなどの給与 所得者による医療費控除等の還付申告については、1月から手続き

▼医療費控除の申告には、次の書類等が必要です

- 確定申告書(国税庁のホームページ上で作成可能)
- 医療機関等の領収証□ 印鑑
- 還付金受取□座の預金通帳 など

医療費控除とは、ご家族の分を含めて、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えたとき、税務署に確定申告する ことで所得税の一部が戻ってくる制度です。前年1月から12月までに支払った医療費が10万円(または年間所得の5%の 少ないほう)を超えるとき、上限200万円までが課税所得額から控除され、税金が精算されます。

医療費控除の の

の



保険金などで補てんされる額





- 家族分も含め、1月1日~12月31日に支払った医療費の年間合計額
- 2 健康保険からの高額療養費・出産育児一時金、生命保険からの入院給付金など
- ⑤年間所得の5%のほうが少ない場合はその金額
- ₫ 控除額は200万円まで。払い戻される税金額は、控除額と課税所得に応じた税率により決定

※申告は、e-Tax(国税電子申告 納税システム)でも可能です。 http://www.e-tax.nta.go.jp/

医療機関に支払った治療費

- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用·往診費用
- 入院時の食事療養や生活療養にかかる費用負担
- ●歯科の保険外費用
- 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- あんま・指圧・はり・きゅうの施術費
- 義手や義足などの購入費
- 医師の証明がある6ヵ月以上の 寝たきりの人のおむつ代
- 訪問看護ステーションの利用料
- 老人保健施設や療養病床の利用料 (介護費・食費・居住費の自己負担分) など

む

費控除の 対象とならない費用

●美容目的での整形手術や歯列矯正の費用 ● 健康診断や人間ドックの費用

- ●インフルエンザ予防接種代
- 自家用車で通院するときの 駐車料金やガソリン代
- 親族に支払う療養上の世話の対価
- ビタミン剤や体力増強剤など、健康増進のための 保健薬や健康食品の購入費 など



詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

特例制度もあります。確定申告をしなくて 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと

手続き(原則)

データが税務署の受領書を添付した。 自治体を選んで、寄付(納税)する。

翌年の住民税からの控除が受けられる。ふるさと納税を行った年の所得税と 市区町村で中告を行う。

寄付した額から自己負担額2000円を除 集めています。また、一定の条件があるものの に全額が税金の控除対象となります。 度です。 特産 自治体へ寄付をすることで、地域を応援するふるさと納税とは、生まれ育った故郷や任意 ではありません。 るさと納税とは、生まれ育った故郷や任意 物が用意されている地域もあ 寄付のお礼の品として、米や肉など り、人気を

応援. したい自治体へ寄付 るさし

Column

あなたのご家族は



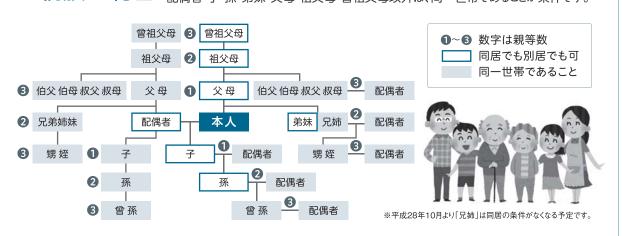
健保組合の「被扶養者」資格がありますか?

被保険者の収入によって生活するご家族は、「被扶養者」として健保組合に加入して給付を受けることができます。 ただし、「親族の範囲」と「収入」について、一定の条件を満たすことが必要です。

被扶養者の認定基準

三親等内の親族で、 1.親族の範囲

配偶者・子・孫・弟妹・父母・祖父母・曾祖父母以外は、同一世帯であることが条件です。



2.収入の基準

同居の場合

年間収入130万円未満 年間収入180万円未満

被保険者の 年間収入の 1/2未満

であること

年間収入130万円未満 年間収入180万円未満

別居の場合(仕送りは金融機関を通じて送金)

年間収入が 被保険者の 援助額より 少ないこと

※上記の条件に該当していても、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められない場合は、 被扶養者として認定できないことがあります。また、平成28年10月より基準額等が一部変更になる予定です。

別居している場合

書類の提出が 必要です!

A 送金証明書

B 別居先世帯全員の住民票

A は、振込明細の写し、通帳の写し、現金書留の控え等、送金元と送金先の氏名 が確認できるもの。1つの口座を送金で使用している場合*は、通帳の写しを ご提出ください。なお、業務による単身赴任の場合は不要です。

※例:(送金元)通帳で入金 ▶(送金先)カードで出金

ご不明な点は お問い合わせください。 名古屋木材健康保険組合 Tel:052-321-7025·3666